

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年3月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン始良

始良市西餅田下深田264番地1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項及び第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年6月28日

3 意見の概要

駐車・駐輪場について

変更内容が駐車場等であるが、変更する駐車場等において土地利用目的の変更に伴う地目や地形が変更になった場合は、土地利用協議の変更や新規申請が必要となる場合があります。